

Ⅱ 組 織・財 政

1 組織及び事務分掌

2 職員及び勤務状況

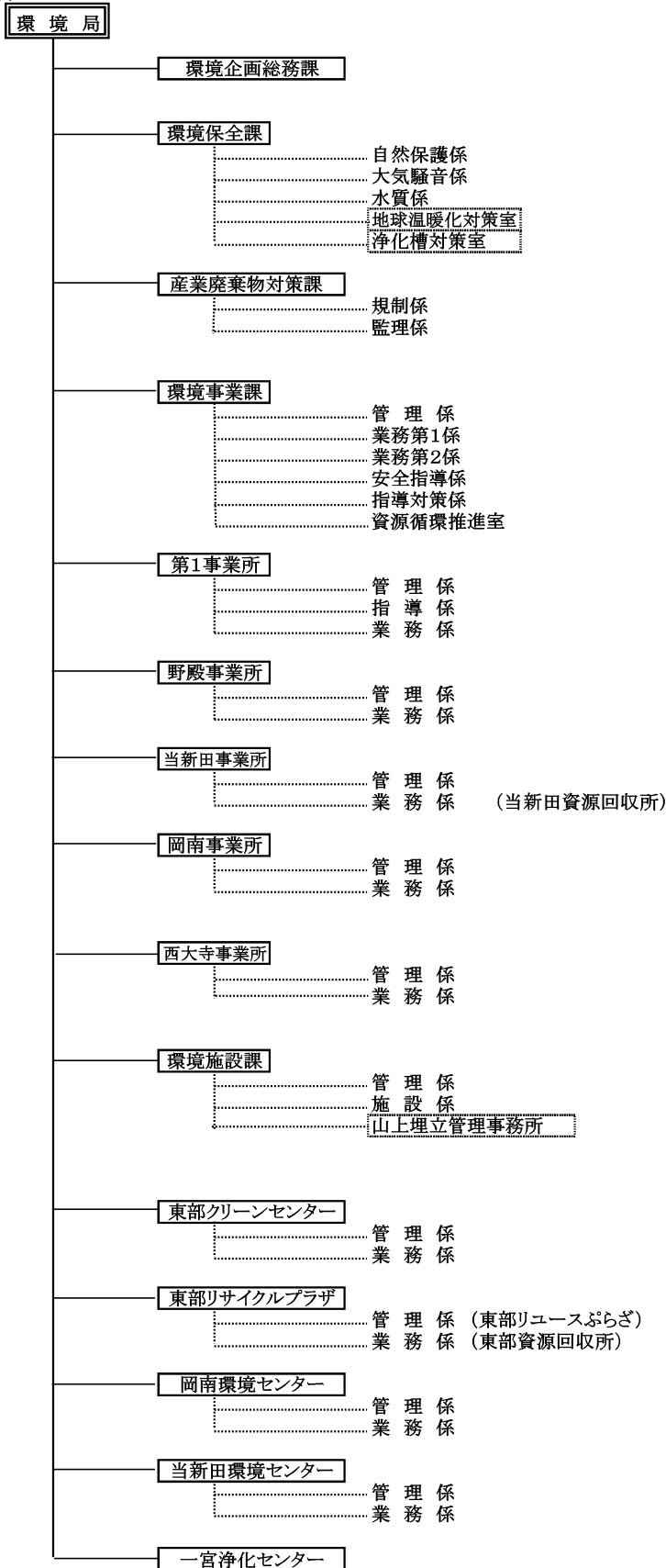
3 安 全 衛 生

4 財 政

1 組織及び事務分掌

(平成28年4月1日現在)

(1) 機構



事務分掌

環境局

環境企画総務課

- (1) 労務管理に関すること。
- (2) 循環型社会形成のための企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 局に係る重要施策の企画，調整及び進行管理に関すること。
- (4) 局に係る危機管理に関すること。
- (5) 局に係る政策法務の局内調整及び政策法務課との連絡調整に関すること。
- (6) 局に係る職員の人事及び組織に関すること。
- (7) 局に係る予算及び決算に関すること。
- (8) 局に係る人材の育成に関すること。
- (9) 局内の連絡調整及び局内他課の主管に属しないこと。

環境保全課

自然保護係

- (1) 生物多様性の保全に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 野生生物の保護に関すること。
- (3) 生物多様性の保全に係る地域の保全に関すること。
- (4) 自然公園に関すること。
- (5) 自主的な環境保全活動の推進に関すること。
- (6) 環境学習に関すること。
- (7) 環境保全協定及び各種開発の事前指導，調整等に関すること。
- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

大気騒音係

- (1) 大気汚染，騒音，振動及び悪臭等の防止に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染，騒音，振動及び悪臭等の防止に係る規制，監視，指導及び苦情処理に関すること。
- (3) 大気環境中の未規制有害物質の監視及び指導に関すること。
- (4) 自動車公害防止対策に関すること。
- (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- (6) 第1種指定化学物質の排出量等の届出受理等に関すること。
- (7) 大気汚染の常時監視に関すること。
- (8) 光化学オキシダント等環境情報の発令，解除及び夏期対策等に関すること。

水質係

- (1) 水質汚濁，地下水汚染，土壌汚染等に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 水質汚濁，地下水汚染，土壌汚染等に係る規制，監視，指導及び苦情処理に関すること。
- (3) 水及び土壌環境中の未規制有害物質の監視及び指導に関すること。
- (4) 都市・生活型公害（生活排水対策）に関すること。
- (5) 児島湖環境整備に係る総合調整に関すること。
- (6) 公害対策審議会に関すること。

地球温暖化対策室

- (1) 環境基本計画並びに環境保全に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に関すること。
- (3) 新エネルギー及び省エネルギーの推進に関すること。
- (4) もったいない運動の推進に関すること。
- (5) 市の環境保全行動に関すること。
- (6) 事業所等の自主的な環境保全活動の推進に関すること。
- (7) 環境に係る年次報告に関すること。
- (8) 太陽光発電設備設置整備補助金に関すること。
- (9) 環境の保全に関する審議会に関すること。

浄化槽対策室

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録, 指導及び監督に関すること。
- (2) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導並びに監督に関すること。
- (3) 合併浄化槽設置届等の受付に関すること。
- (4) 合併浄化槽設置整備補助金に関すること。

産業廃棄物対策課

規制係

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物の不法投棄防止対策に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (4) PCB廃棄物の処理に関すること。
- (5) BDF事業の普及啓発に関すること。
- (6) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施報告書に関すること。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

監理係

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物処分業の許可に関すること。
- (5) 産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (6) 排出事業者による事業場外保管の届出に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不適正処理の監視及び指導に関すること。

環境事業課

管理係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理並びにごみ収集に係る予算, 決算等の調整に関すること。
- (2) 第1事業所, 野殿事業所, 当新田事業所, 岡南事業所及び西大寺事業所の予算等の取りまとめに関すること。
- (3) 粗大ごみ手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (4) 粗大ごみ受付システムに関すること。
- (5) ごみ収集等の委託, 調査及び統計に関すること。
- (6) 家庭ごみ有料化事務に関すること。
- (7) 不法投棄防止対策連絡協議会に関すること。
- (8) 地区衛生組織に関すること。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

業務第1係

- (1) し尿及び浄化槽汚泥処理事業の基本計画, 調査, 統計その他総括的取りまとめに関すること。
- (2) し尿処理手数料その他収入金の徴収及び収入整理に関すること。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥処理業並びに浄化槽清掃業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。
- (4) し尿収集区域の調整及び決定に関すること。
- (5) その他し尿及び浄化槽汚泥処理事業に係る指導調整に関すること。

業務第2係

- (1) ごみ処理業の許可及び処分並びに業者の指導に関すること。
- (2) ごみ処理施設の設置に係る許可, 指導及び監督に関すること。
- (3) ごみの適正処理の普及啓発に関すること。
- (4) 家庭ごみの適正処理に関すること。
- (5) ごみの減量化・資源化対策各種補助金及び交付金並びに資源回収報奨金の交付に関すること。
- (6) 事業系一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (7) 放置車両の処理に関すること。

安全指導係

- (1) 各事業所の清掃車両等の整備に関する事。
- (2) 安全運転の研修、指導等に関する事。
- (3) 労働安全の研修、指導等に関する事。
- (4) 交通事故の現場立会及び調査に関する事。

指導対策係

- (1) ごみステーション及び回収拠点の排出指導に関する事。
- (2) ごみステーションの不法投棄の処理に関する事。
- (3) ごみの不法投棄の通報の受付に関する事。
- (4) 町内清掃に関する事。
- (5) ごみステーションの新規設置及び変更に関する事。
- (6) ふれあい収集の確認に関する事。
- (7) 家庭ごみ収集委託業者の指導及び監督に関する事。

資源循環推進室

- (1) ごみの減量化及び資源化対策の推進に関する事。
- (2) 循環型社会形成推進基本法及び関係法令の運用に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び進行管理に関する事。
- (4) 環境美化及び清掃活動の促進及び啓発に関する事。
- (5) 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会に関する事。
- (6) 岡山市エコ技術研究会に関する事。
- (7) 事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会に関する事。
- (8) 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度に関する事。

第1事業所

管理係

- (1) 事業所内施設、第1事業所所管の公衆便所及びし尿関係施設の維持管理に関する事。
- (2) 当新田浄化センターの運営に関する事。
- (3) 所内他係の主管に属しない事。

指導係

- (1) し尿収集処理の申込みに関する事。
- (2) し尿業者の指導及び監督に関する事。
- (3) し尿の不法投棄の取締り及び処理に関する事。
- (4) 直営区域を除くし尿の収集、運搬及び処理手数料についての苦情処理に関する事。
- (5) し尿処理手数料の減免措置に関する事。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の受入調整、投入量の確認及び統計に関する事。

業務係

- (1) 直営区域のし尿の収集、運搬及び作業計画に関する事。
- (2) 直営区域のし尿の収集、運搬及び処理手数料についての苦情処理に関する事。
- (3) 清掃車両の管理に関する事。
- (4) 直営区域のし尿収集料金(未納分)の徴収に関する事。

野殿事業所

当新田事業所

岡南事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関する事。
- (3) 所内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集、運搬及び作業計画に関する事。
- (2) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (3) ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発に関する事。
- (4) ごみ処理業者の指導及び監督に関する事。
- (5) 清掃車両の管理に関する事。
- (6) へい死した野犬、猫等の死体処理に関する事。

西大寺事業所

管理係

- (1) 事業所内施設の維持管理に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収及び収入整理に関する事。
- (3) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関する事。
- (4) し尿処理手数料の減免措置に関する事。
- (5) 西大寺事業所所管の公衆便所の維持管理に関する事。
- (6) 犬島浄化センターの維持管理に関する事。
- (7) し尿の処理の統計に関する事。
- (8) 所内他係の主管に属しない事。

業務係

- (1) し尿処理手数料の徴収及び収入整理に関する事。
- (2) し尿、ごみ及び資源化物の収集、運搬及び作業計画に関する事。
- (3) し尿、ごみ及び資源化物の収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (4) し尿、ごみ及び資源化物の不適正排出物の排出指導及び啓発並びに処理に関する事。
- (5) ごみ等処理の統計に関する事。
- (6) 粗大ごみの戸別収集、運搬及び作業計画に関する事。
- (7) 町内清掃に関する事。
- (8) 清掃車両等の管理に関する事。
- (9) へい死した野犬、猫等の死体処理に関する事。

環境施設課

管理係

- (1) 一般廃棄物処理施設の維持管理の調整に関する事。
- (2) ごみ処理手数料その他収入金の収入整理等に関する事。
- (3) 各種申請事務に関する事。
- (4) 用地取得に関する事。
- (5) 苦情処理に関する事。
- (6) 産業廃棄物の受入れに関する事。
- (7) 埋立管理事務所及び環境センターに関する事。
- (8) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の運営及び契約に関する事。
- (9) 西部リサイクルプラザの運営及び契約に関する事。
- (10) ごみ処理ネットワークシステムに関する事。
- (11) 環境施設関係課事務の連絡調整に関する事。
- (12) 課内他係の主管に属しない事。
- (13) 瀬戸クリーンセンター公害対策委員会に関する事。

施設係

- (1) 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関する事。
- (2) 最終処分場跡地の利用計画に関する事。
- (3) 廃棄物の調査に関する事。
- (4) 当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の維持管理及び契約に関する事。
- (5) 西部リサイクルプラザの維持管理及び契約に関する事。
- (6) 循環型社会形成推進交付金に関する事。
- (7) 一般廃棄物処理施設の設計及び施工に関する事。
- (8) 国庫補助申請に関する事。
- (9) 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導に関する事。
- (10) 最終処分場跡地の整備及び維持管理に関する事。

山上埋立管理事務所

- (1) ごみの最終処分に関する事。
- (2) 処分場内施設の維持管理に関する事。
- (3) ごみ処理手数料の徴収に関する事。

東部クリーンセンター

管理係

- (1) ごみの受入れ計量に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- (3) センター内施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみの搬入調整及び諸統計に関すること。
- (5) センター内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみの受入れ指導に関すること。
- (2) センター内運行車両の安全指導に関すること。
- (3) センター内プラットホームの保全に関すること。

東部リサイクルプラザ

管理係

- (1) プラザの運営に関すること。
- (2) プラザ内施設の維持管理に関すること。
- (3) 資源化物等の搬入調整及び諸統計に関すること。
- (4) 使用料その他収入金の徴収に関すること。
- (5) プラザ内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) 資源化物等の受入れ指導及び排出調整に関すること。
- (2) プラザ内運行車両の安全指導に関すること。
- (3) プラザ内プラットホームの保全に関すること。

岡南環境センター

管理係

- (1) センターの受入れ計量に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- (3) センター内施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみの搬入調整及び諸統計に関すること。
- (5) センター内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみの受入れ指導に関すること。
- (2) センター内プラットホームの保全に関すること。
- (3) 焼却炉及び各種機器の運転及び保守に関すること。

当新田環境センター

管理係

- (1) 施設の運営委託業務の監理に関すること。
- (2) センター内施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみの搬入調整及び諸統計に関すること。
- (4) センター内他係の主管に属しないこと。

業務係

- (1) ごみの受入れ計量に関すること。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- (3) ごみの受入れ指導に関すること。
- (4) センター内プラットホームの保全に関すること。

一宮浄化センター

- (1) 一宮浄化センターの施設運転に関すること。
- (2) 一宮浄化センターの維持管理及び修繕に関すること。

各区役所

総務・地域振興課

- (1) 大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等の苦情処理対応に関する事。
- (2) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (3) 自主的な環境保全活動の推進に関する事。
- (4) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (5) じんかい収集の受付の取次ぎに関する事。
- (6) し尿収集の受付の取次ぎに関する事。
- (7) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (8) ごみ等の排出指導に関する事。
- (9) 不法投棄情報の受付の取次ぎに関する事。
- (10) へい死した野犬，猫等の死体処理の受付の取次ぎに関する事。
- (11) 資源回収団体報奨金の受付の取次ぎに関する事。
- (12) ごみステーション等設置費補助金の受付の取次ぎに関する事。
- (13) 環境衛生協議会等との連絡調整に関する事。

各支所

総務民生課

- (1) 地区衛生組織に関する事。
- (2) し尿及びごみの収集及び処理に関する事。
- (3) し尿及びごみの不法処分等の取締りに関する事。
- (4) し尿及びごみの収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (5) ごみの一部事務組合に関する事。（建部支所に限る。）。
- (6) 道路及び生活系排水路の清掃に関する事。
- (7) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (8) 大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (9) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (10) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。

各地域センター

- (1) し尿収集申込み及び異動の受付に関する事。
- (2) ごみステーション設置の取次ぎに関する事。
- (3) ごみステーション等設置補助金の取次ぎに関する事。
- (4) 資源回収団体報奨金の取次ぎに関する事。
- (5) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (6) 地区衛生組織に関する事。
- (7) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (8) 大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (9) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。

2 職員及び勤務状況

(1) 勤務時間

(平成28年度)

所属	対象者	区分	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
第 1 事業所	全職員		7:45～16:30	11:30～12:30	土曜日、日曜日及び祝日
野殿事業所 当新田事業所 岡南事業所	全職員		7:45～16:30	11:45～12:45	土曜日、日曜日
東部リサイクルプラザ	全職員		7:45～16:30	11:30～12:30	土曜日、日曜日
東部クリーンセンター 当新田環境センター 山上埋立管理事務所	全職員		8:00～16:45	11:30～12:30	土曜日、日曜日
岡南環境センター	交代制勤務に従事する職員を除く職員		8:00～16:45	11:30～12:30	土曜日、日曜日
	交代制勤務に従事する職員	昼勤務	8:00～16:45	11:30～12:30	4週間について8日とし環境センター所長が定める。
夜勤務		16:00～ 9:00	勤務途中において1時間30分		
西大寺事業所	全職員		8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日
上記以外の環境局職員	全職員		8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日及び祝日

(2) 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

手当の支給を受ける者の範囲	手 当 の 額
公害の立入検査若しくは調査又は衛生検査に従事した職員	1日 230円
し尿処理施設、ごみ処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査又はこれらの施設に立ち入って行う指導の業務に従事した環境衛生指導員	1日 230円
へい死した野犬猫等の死体処理に従事した職員	1件 300円
清掃業務に従事する職員で地下排水路の清掃作業に従事した職員又は焼却炉、灰溜濠、じんかい濠、集じん機等(以下この項において「焼却炉等」という。)の内部の清掃若しくは修理作業に従事した職員	1時間 470円 ただし、高さ1.5メートル以内の地下排水路の清掃作業又は焼却炉等の内部の清掃若しくは修理作業に従事した場合は1時間につき 580円
清掃業務に従事する職員で下水若しくは道路の清掃又はごみの収集、焼却若しくは埋立作業に直接従事した職員。ただし、主として監督又は管理の業務に従事した職員を除く。	1日 700円 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。ただし、深夜の全部を勤務した場合は勤務1回につき1,100円を加算する。
清掃業務に従事する職員でし尿の処理に直接従事した職員。ただし、主として監督又は管理の業務に従事した職員を除く。	1日 780円 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。
衛生管理者、自動車整備管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、危険物取扱者又は一般廃棄物処理施設技術管理者若しくは乾燥設備作業主任者	1月 340円
浄化センターに勤務する職員で直接現場作業に従事した職員	1日 750円

(3) 環境局等職員配置

所 属 職 名	環境 企画 総務課	環境保全課					産業廃棄物 対策課		環境事業課						第1事業所			野殿事業所	
		自然 保護	大気 騒音	水質	地球 温暖化 対策室	浄化槽 対策室	規制	監理	管理	業務 第1	業務 第2	安全 指導	指導 対策	資源 循環 推進室	管理	指導	業務	管理	業務
局 長	1																		
審 議 監	2								1										
次 長																			
課(所)長・担当 課		1						1	1	1					1			1	
課(所)長代理									2					1					
課(所)長補佐	1	1			1	1	2		1		1	1	3		2				1
係長・主査		1	1	1	2	1	1	1		1			3	1		1	1	1	2
副主査・主任 班 長	3	1	3	2	1	1	3	2	2	2	2	2	6	3	1	2	2	1	5
主 事					2				1		1								
技 師		2	2	3		1		1											
獣 医 師																			
主 任 副 長																			
業務主事・副長																			
技 工 主 事																			
主任自動車技師																			
自動車技師																			
業務主任																	8		10
主任環境 整備技師																	6		23
環境整備技師																			
主任環境整備士																			
環境整備士																			
主任環境 整備員																	1		1
環境整備員																			1
主任整備技工																			
主任技工兼 主任自動車技師																			
技 工																			
技工兼自動車技師																			
主任整備技工																			
整備技工																			
主任業務員兼 主任技工																			
業務員兼技工																			
主任用務技士																			
用 務 主 任																			
用 務 員																			
再任用 (主幹・副主任・副主 査・主事・技師)		1											4	1	1	3			
再任用 (業務主任・環境整備員・ 技工・用務技士)													2			2			
臨 時 員					1	1			2										1
臨 時 員																			2
嘱 託		1				1		8			2								
小 計	7	8	6	6	7	6	7	12	10	4	6	3	18	6	5	8	18	4	45
合 計	7					33		19					47			31			49

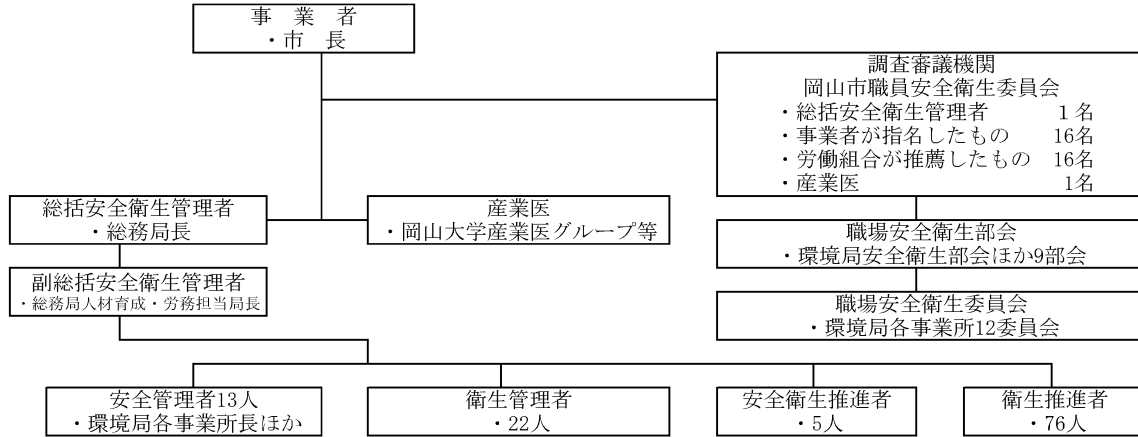
(平成28年4月1日現在)

当新田事業所		岡南事業所		西大寺事業所		環境施設課			東部クリーンセンター		東部リサイクルプラザ		岡南環境センター		当新田環境センター		一宮浄化センター	計	
管理	業務	管理	業務	管理	業務	管理	施設	山上埋立管理事務所	管理	業務	管理	業務	管理	業務	管理	業務			
																	1		
							1										4		
																	0		
1		1		1		1			1		1		1		1		15		
										1							4		
1		1			1	2		1	1	1	1	1	2		1	1	1	30	
1	2	1	2	1		1	1	1	1	2		2	2	1		2		38	
1	6	1	6	1	2	2	3	4	4	7	1	6	3	20	2	3	1	117	
																	4		
							4		2		1		2		1		2	21	
																	0		
																	0		
																	0		
																	0		
																	0		
	13		14		9									2				56	
	29		28		5													91	
																	0		
																	0		
																	0		
																	0		
																	2		
	1		1															3	
																	0		
														10				10	
																	0		
																	0		
																	0		
																	0		
																	0		
											1							1	
		1																1	
																	0		
						2	1						1	2		2	1	19	
	3				1			2		3		3		2		1		19	
		1			1								1			1		10	
	3		3															8	
								1	2		3							4	22
4	57	6	54	4	18	10	9	9	11	14	8	12	12	37	6	9	10	476	
61		60		22				28		25		20		49		15	10	476	

3 安全衛生

廃棄物処理事業を円滑運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康保持に留意する必要がある。本市においては労働安全衛生法に基づき、岡山市職員安全衛生規則を定め（昭和55年9月）全庁的に職員の安全及び衛生対策に取り組んでいる。

(1) 安全衛生管理体制



(2) 安全衛生対策

ア 安全対策

岡山市職員安全衛生委員会（総務局給与課で総括）及び環境局安全衛生部会並びに環境局各事業所に設置している職場安全衛生委員会の運営を活性化していくとともに安全管理者、衛生管理者を中心として職員に安全衛生意識の高揚を図るため、研修会開催、けん垂幕やポスターによる啓発活動を実施している。

なお、環境局安全衛生部会においては、年間行事を策定し、計画的に実施することを目標としている。また、収集車両の改善、清掃施設の職場環境の整備等により、労働災害を防止することに努めている。

イ 自動車事故防止

清掃事業はその業務内容がごみ、し尿収集作業を主とするため他の職場に比して自動車事故防止が大きな課題である。

このため、各事業所長を安全運転管理者に、保有車両20台以上の3事業所には課長補佐を副安全運転管理者に選任し、運転管理、事故防止に力を注いでいる。

安全運転に関して実施している諸施策としては次のようなものがある。

- ① 安全運転研修会の受講
- ② 環境局事故対策会議の開催
- ③ 収集車両への交通安全に関するステッカーの貼付
- ④ 収集車両への安全標語や安全衛生部会での決定事項の表示
- ⑤ 交通安全運動期間中に限らず、事業所へのぼり旗を掲げ啓発

ウ 健康管理

職員の健康管理については、7名の産業医と専任衛生管理者（保健師）が職員の健康管理相談にあたりると同時に各事業所に衛生管理者を選任するように努めている。

また、次のような施策を講じている。

① 健康診断

(定期健康診断) 検尿・血圧・視力・聴力・身体計測・胸部レントゲン撮影・医師の診察（全職員）
血液検査（肝機能・脂質・貧血・血糖・腎機能・尿酸）、心電図検査（35歳及び40歳以上の職員及びそれ以外の希望職員）

(特別健診) 深夜業務従事者健診、特定化学物質取扱従事者健診（該当職員）

(その他の健診) VDT作業従事者健診（該当希望職員）、歯科健診（30歳から60歳までの希望職員）、胃がん検診・大腸がん検診（40歳以上の希望職員）、乳がん・子宮がん検診（希望職員）、市町村職員共済組合による検診一人間ドック（希望職員）

② 予防接種 破傷風予防接種（該当希望職員）

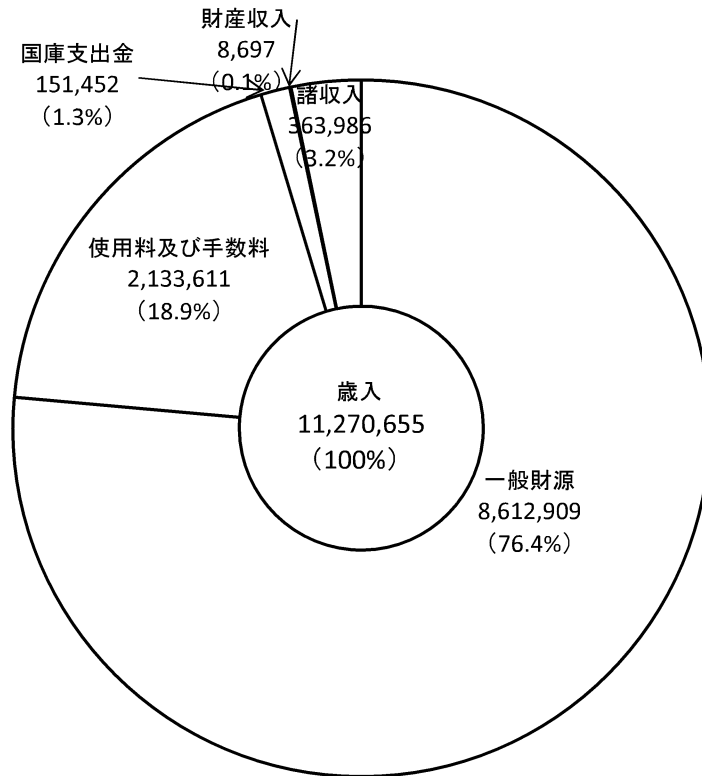
③ 健康教育 衛生管理者による職場巡視時

④ 職場巡視 産業医、衛生管理者による職場巡視

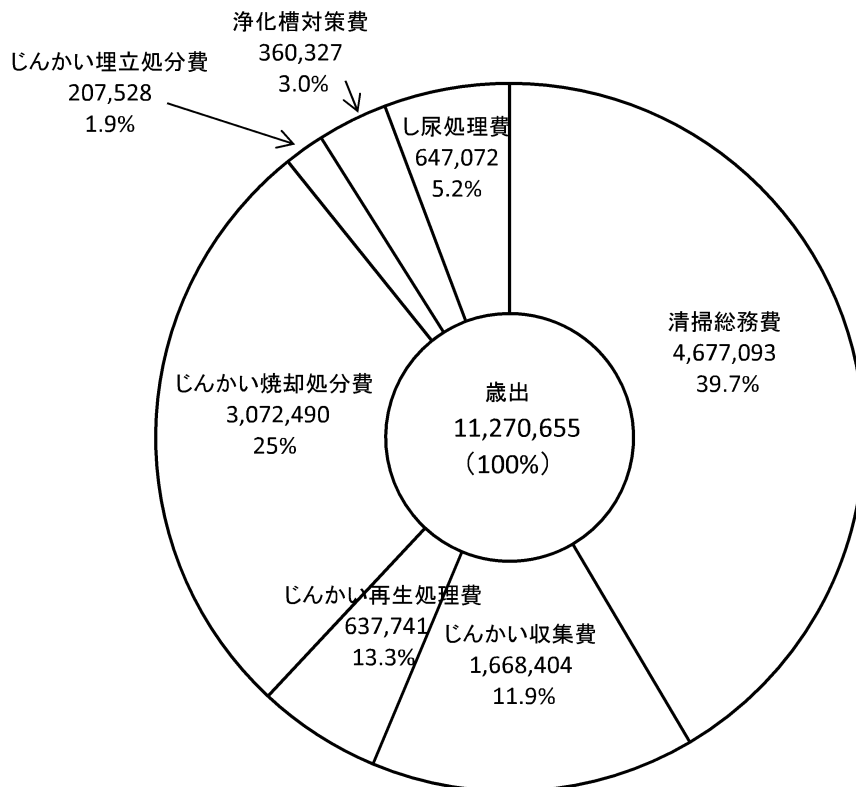
4 財 政

(1) 平成27年度清掃費決算

(単位:千円)

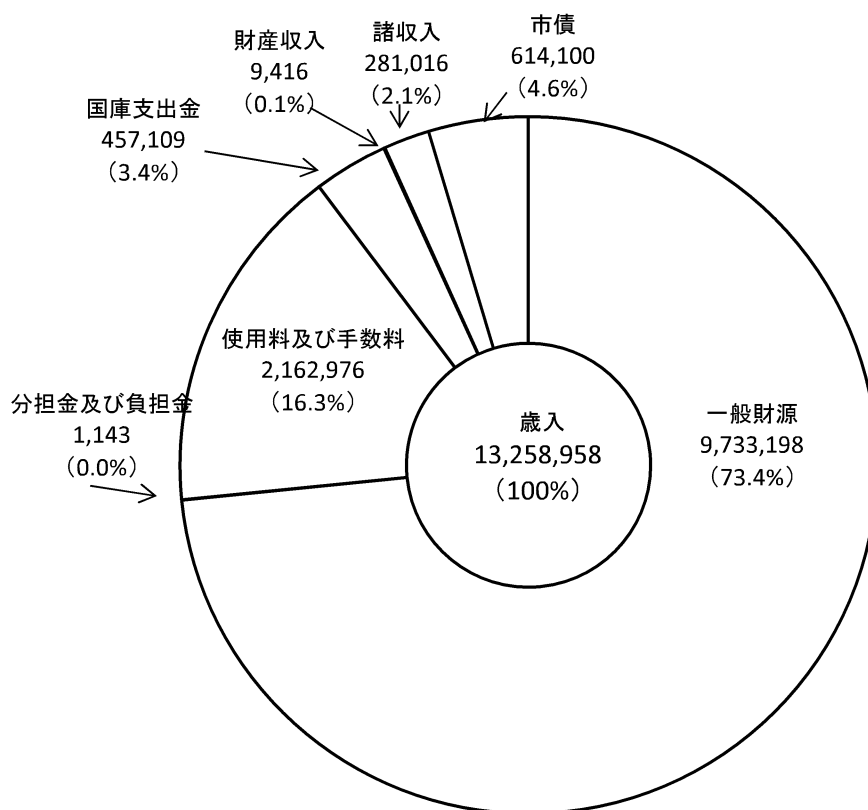


※一般財源は繰入金を含む

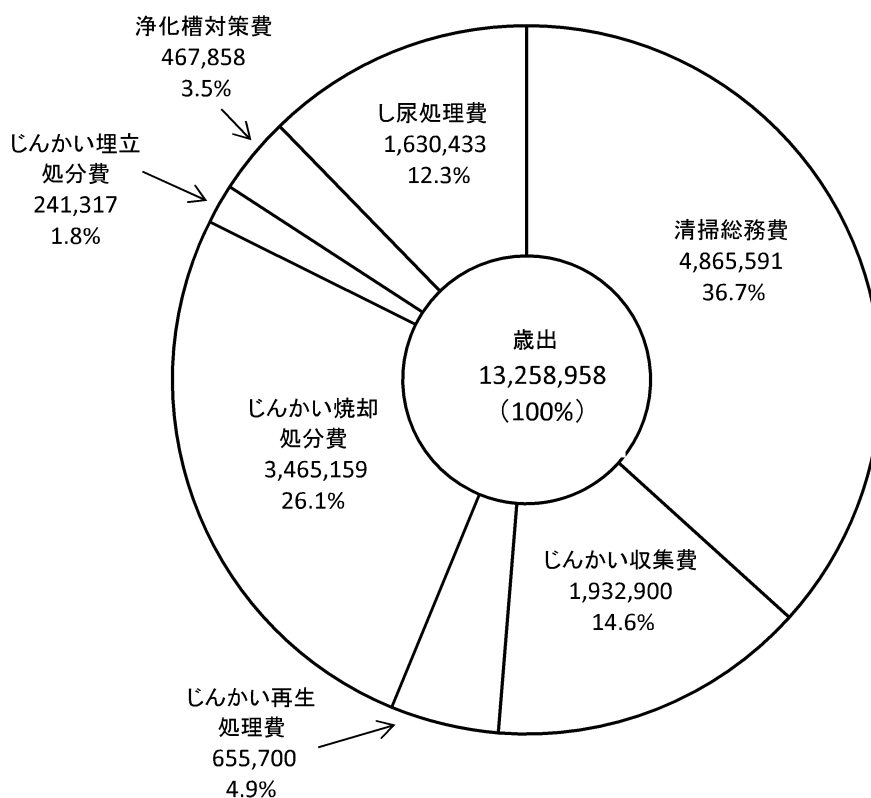


(2) 平成28年度清掃費予算

(単位:千円)



※一般財源は繰入金を含む



(3) 平成27年度清掃費歳入決算内訳明細

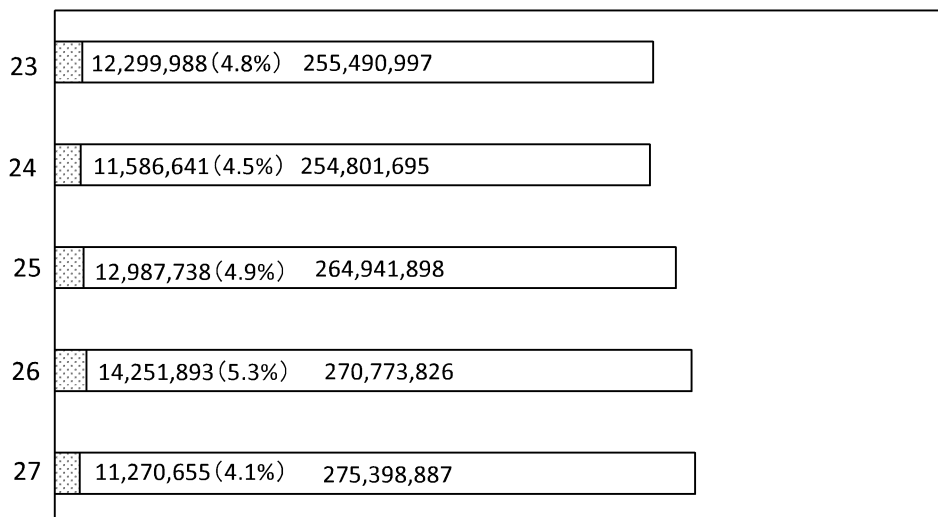
(単位:千円)

費目		決算額	説明	
目	節			
衛生使用料	清掃使用料	5,765	清掃施設使用料	173
			緑地プラザ使用料	243
			浅越スポーツパーク使用料	3,643
			西部リユースプラザ使用料	0
			公園使用料	9
			用地使用料	1,697
衛生手数料	清掃手数料	2,127,846	し尿処理手数料(繰越分込み)	45,194
			ごみその他処理手数料	94
			家庭系ごみ処理手数料(繰越分込み)	905,819
			事業系ごみ処理手数料(繰越分込み)	1,120,577
			一般廃棄物取扱業許可等手数料	2,998
			産業廃棄物処理手数料	11,698
			産業廃棄物処理業許可申請手数料	6,550
			粗大ごみ戸別収集手数料(繰越分込み)	34,411
			使用済自動車処理業許可申請手数料	505
衛生費国庫支出金	清掃費補助金	151,452	汚水処理施設整備交付金	150,536
			社会資本整備総合交付金	916
財産貸付収入	土地建物貸付収入	5,106	貸地料	5,106
利子及び配当金	利子及び配当金	3,589	一般廃棄物処理施設整備基金	3,589
物品売払収入	物品売払収入	2	不要物品売払	2
基金繰入金	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	33,425	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	33,425
衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入	31,701	他市からの可燃ごみ処理費	31,507
			瀬戸内市内搬入分ごみ質分析委託費	194
雑入	弁償金	12	行政代執行費用徴収金	12
	衛生費雑入	332,273	一部事務組合収入	10,616
			余熱発電電力収入	133,143
			太陽光発電電力収入	3,515
			自動販売機納付金	2,211
			資源化物売払収入	171,115
			再利用品売払収入	1,741
			国内クレジット譲渡収入	238
			補助金等返還金	200
			私用光熱水費	1,009
			返納金	45
			合理化事業返納金	3,197
			その他衛生費雑入	5,243
計		2,691,171		

(4) 清掃費決算の推移

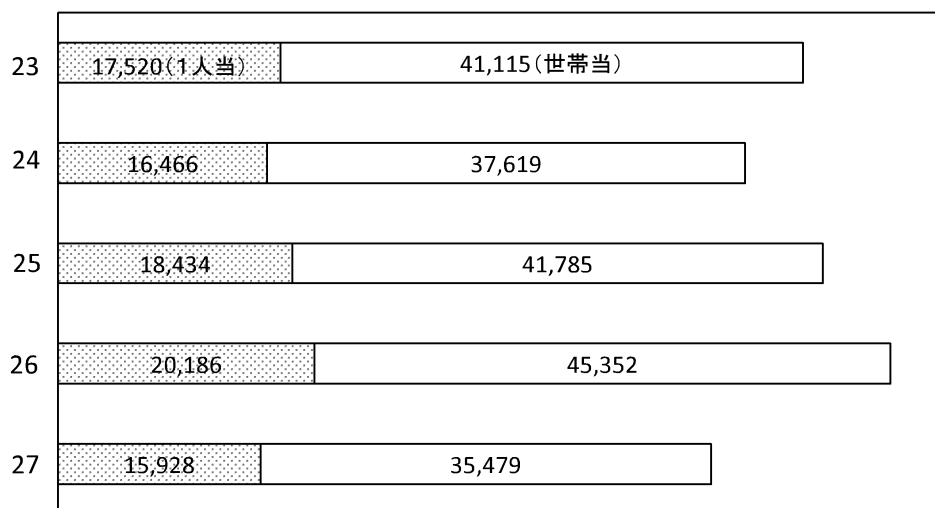
ア 一般会計決算額及び清掃費の推移

(単位:千円)



イ 世帯及び市民1人当たり清掃費の推移

(単位:円)

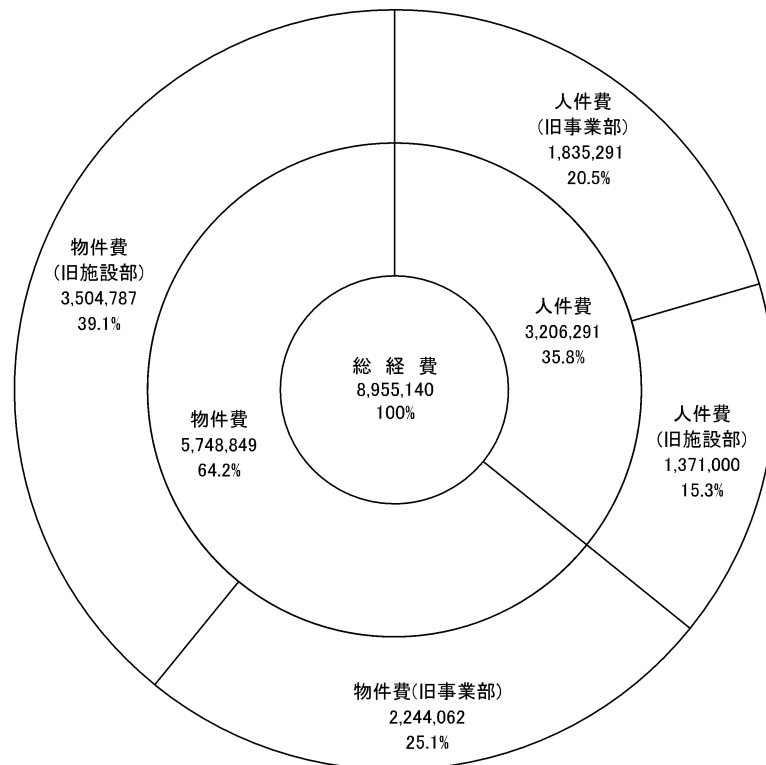
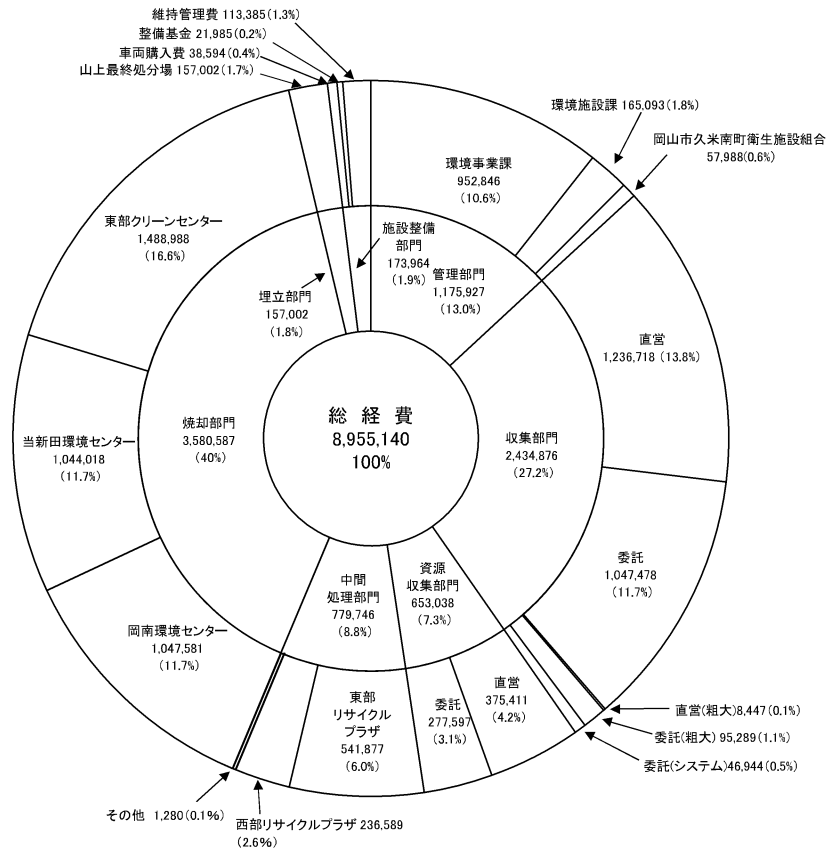


・各年末住民基本台帳人口・世帯

(5) 清掃費経費分析

ア ごみ処理経費(平成27年度)

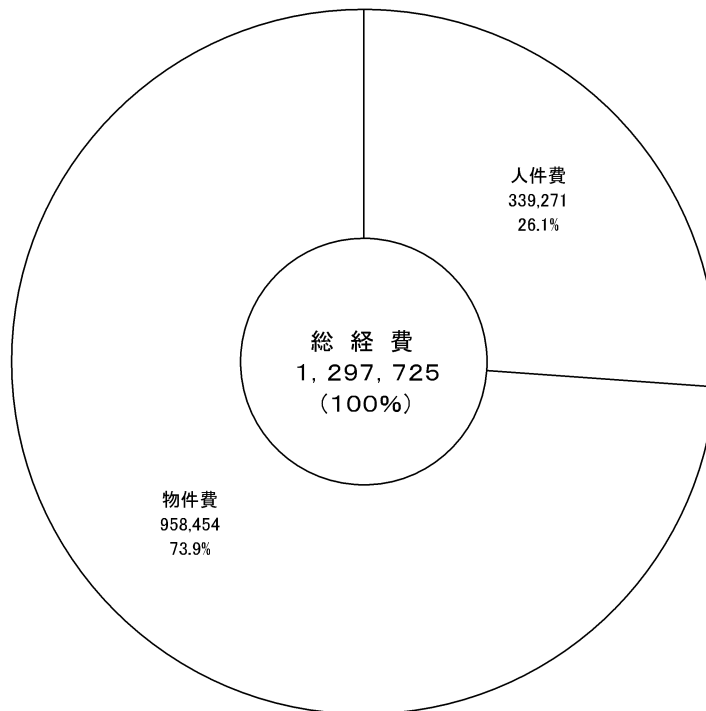
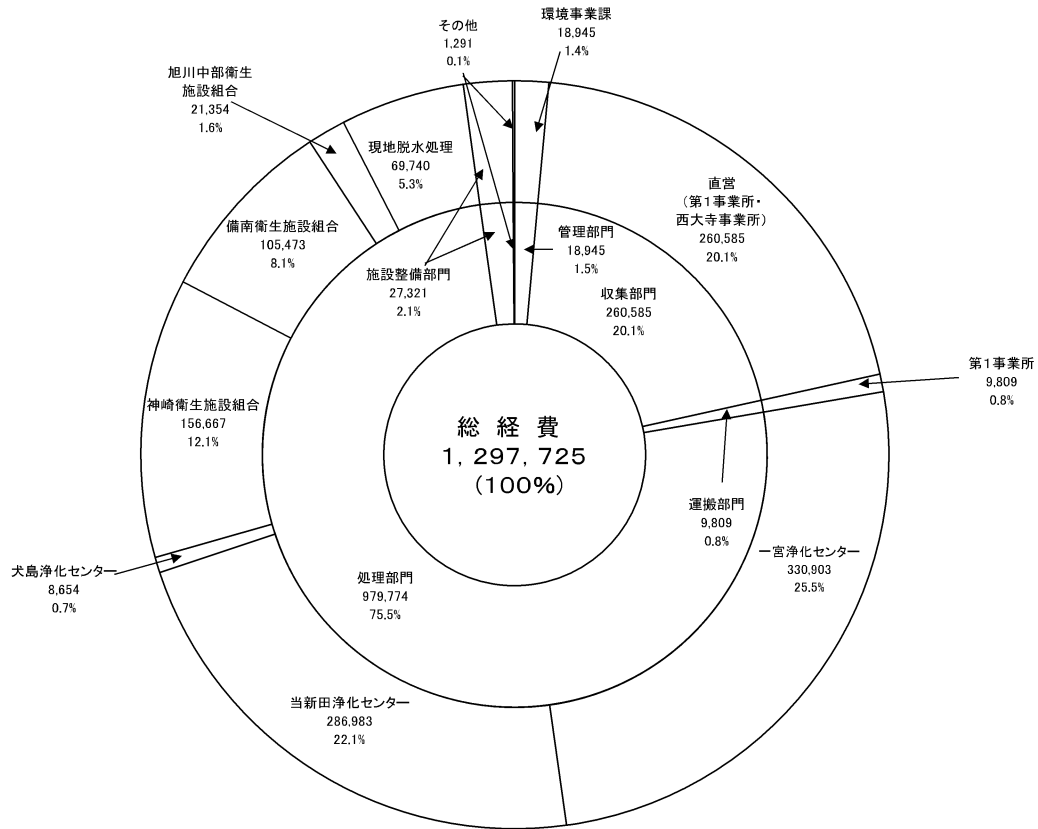
(単位:千円)



※道路下水清掃費を除く

イ し尿処理経費(平成27年度)

(単位:千円)



※浄化槽対策費を除く

